

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和8年3月31日  
長野県国民健康保険団体連合会

職員が仕事と家庭を両立させることができ、男女ともに活躍できる働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

### 2 目標

**看護休暇の取得者を令和7年の取得実績より2人以上増やす。**

第二期行動計画（令和6年4月1日から令和8年3月31日）に伴い、看護休暇取得者増加につなげることができたが、取得者の大多数は子の看護であった。

配偶者、父母等の看護を行う場合にも取得できる制度であるが、令和7年実績では親の看護は2名、配偶者の看護は0名にとどまったことから、取得可能範囲の周知が課題である。

男女ともに取得しやすい環境を整えるため、以下の取組を行う。

### 3 実施時期・取組内容

・令和8年4月～

- ①看護休暇制度の周知を行い、職場全体での理解を図り、取得しやすい環境を整える。
- ②子の看護休暇に関して、取得対象となる、子どもを養育している職員の把握を行う。

・令和8年10月～

- ①取得状況の確認を行う。
- ②看護休暇制度の取得可能となる例について職員に情報提供を行い、利用促進を図る。